

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所一般事業主行動計画

職員が仕事と家庭生活を両立するよう支援し、職員全体が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき策定した行動計画を、以下のとおり改定する。

1. 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

2. 内容

【目標1】 出産及び子育てに関する制度を引き続き周知し、より制度を利用しやすい環境を目指す。

<対策>

- ・令和2年4月～ 制度利用に向けた情報の整理を行い、所内の情報共有ツールを活用した情報発信を行う。

【目標2】 出生時における男性職員の育児休業取得と職場の理解促進に向けた情報提供を行う。

<対策>

- ・令和2年4月～ 管理者が育児休業取得対象予定者を把握し、取得を促すため、制度活用に向けた業務の見直しと、職場の理解に向けた情報提供を行う。

【目標3】 子どもや家族との時間づくりと行事に合わせた年次休暇の取得を推奨する。

<対策>

- ・令和2年4月～ 定時退勤日の実施を周知し、早期退勤を促すとともに、スケジュール表を活用するなど計画的に休暇を取得しやすい環境づくりに努める。

【目標4】 育児を行う職員が、在宅勤務できる制度を導入する。

<対策>

- ・令和2年4月～ 制度導入に向けた検討を行い、試行期間を経て、テレワークを導入する。

【目標5】 子ども・子育てに関する地域貢献活動

<対策>

- ・令和2年4月～ 近隣の自治体などと連携を進め、一般公開、見学会、職場体験、出前講座などを提供し、能力や技術を活かして地域社会に貢献できるような活動を行う。